

第七章 勝手に使える場合がある

BASIC

5. 教育関係

稔：今日あったデザインの授業で宿題が出たんだ。雑誌の広告でベストだと思うものを持ってくるといふの。

凜：ええ。それがどうしたの？

稔：前からいいなと思ってる広告があるんだけど、よく行く喫茶店に置いてあって、今は買えない雑誌なんだ。先生は、コピーでも構わないというんだけど。

凜：喫茶店の人にとってコピーさせてもらえばいいんじゃないの？

稔：いや、だから、それって複製権を侵害することになるよね。

凜：ああ、そういうこと。平気よ。

稔：どういうことだよ。

凜：学校の授業で使うため、授業を担当する先生や学生・生徒が公表された著作物を無許諾で複製するのは許されているのよ。

稔：なんだ、そういうことか。

凜：昔は先生だけが許されていたんだけど、最近は「調べ学習」とかあるでしょ。だから生徒でも認められるようになったのよ。

稔：なるほど、いいことを聞いたよ。今度、バイト先の研修でコピーする必要があったんだ。

凜：あ、それはダメ。「営利を目的としない教育機関」という条件が付いているの。企業の研修で使う場合は、きちんと権利者に許諾を取らないといけないのよ。

稔：うう。

凜：教育機関で使う場合でも、授業の過程で使用するためであることという条件があるの。つまり、部活動で楽譜や本などをコピーすることはアウト。

稔：結構、厳しいね。

凜：必要と認められる限度であること、著作権者の利益を不当に害しないこととかも条件だから、例えばパソコンソフトを1本だけ買ってコピーすることや、ドリルやワークブックを1冊だけ買って人数分コピーするようなことは認められないわね。

稔：分かった。とりあえず喫茶店に行って授業用にコピーさせて欲しいとお願いしてくる。

学校の授業で使うため、要件を満たせば、無許諾でコピーできる

[教育機関における複製として認められないもの]

× 会社の研修

× 塾での勉強



第Ⅶ章 著作権の制限

初級

6. 「教育」関係

学校などの教育現場では、既存の著作物を素材として、教師が学生や生徒に伝え、それを学生や生徒が理解し、成長していくという過程が毎日繰り返し行われています。そこで、これらの活動を効率的に行うことができるようにするために、教育に関連して多くの権利制限規定が定められています。

(1) 学校その他の教育機関における複製（第35条第1項）

学校の授業で使うために、授業を担当する教師や学生・生徒が公表された著作物を無許諾で複製することができます。ただし、次の各要件を満たす必要があります。

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 教育を担当している教員等やその授業を受ける者が複製すること
- ③ 公表された著作物であること
- ④ 授業の過程における使用を目的とすること
- ⑤ 必要と認められる限度内であること
- ⑥ 著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと

例えば、中学校の社会の授業の副教材として授業の担任が新聞記事を複製する、調べ学習で生徒が書籍を複製して壁新聞を作成する、インターネット上の著作物をプリントアウトする場合などが当てはまります。

「営利を目的としない教育機関であること」には小学校、中学校、高等学校、大学や専門学校（私立を含む）や公的な教育センターが当てはまりますが、会社などの社内研修用テキストや私立の塾の教材等に、他人の著作物を複製する場合には、この規定は適用されません。

「教育を担当している教員等やその授業を受ける者が複製すること」から、先生自身や授業を受けている児童生徒が複製することが必要です。

「授業の過程における使用を目的とすること」から、学校の授業や学校行事でない放課後の部活動等においては、この規定は適用されません。

ドリルやワークブックなどは、著作物の性質上「著作権者の利益を不当に害する」ことから、この規定は適用されないと考えられます。

(2) 遠隔授業における教材等の送信（第35条第2項）

学校の授業において、公表された著作物を提供または提示して利用する場合には、その授業が行われる場所以外において授業を同時に受ける者に対して著作物を公衆送信することが可能です。ただし、次の各要件を満たす必要があります。

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 公表された著作物であること

第Ⅶ章 勝手に使える場合がある

BASIC

最近、学校でホームページを開設しているところも多いと思います。「調べ学習」で作成したレポートなど、学生や生徒の学習成果について、ホームページで公開したいということもあるでしょう。しかし、その場合には注意が必要です。学校の授業で使うために、先生や学生・生徒が、著作物を著作権者の許可なくコピーすることは認められていますが、このときコピーしたものを、ホームページで公開するなど、ほかの利用をする時には、別に著作権者の許可をとることが必要です。



POINT

教育機関の授業で使うために、先生や学生・生徒が複製するなら、著作権者の許諾は不要

BASIC

第Ⅶ章

勝手に使える場合がある

第Ⅶ章 著作権の制限

初級

- ③直接授業を行う主会場と、遠隔授業を行う副会場が存在する授業形態であること
- ④遠隔授業が生中継で行われること
- ⑤当該授業を受ける者のみに対する送信であること
- ⑥主会場において、その複製物が提供・提示されている著作物、または上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- ⑦著作物の種類・用途、公衆送信の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと
放送大学のように、主会場には講師だけがいて、直接授業が行われない送信（③に該当せず）や、eラーニングなど、録画した授業の送信（④に該当せず）や、当該授業を受講者以外も視聴できる送信（⑤に該当せず）にはこの規定は適用されません。

初級

第Ⅶ章

著作権の制限